

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 5 節 (略) 第 6 節 割増金及び延滞利息</p> <p>第 57 条 (略)</p> <p>(延滞利息) 第 58 条 X i 契約者は、料金その他の債務（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 58 条の 2 に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。</p> <p><u>2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている Xi 契約について、Xi 契約者がその Xi 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その Xi 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</u></p> <p>第 7 節 (略)</p> <p>第 11 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>	<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 5 節 (略) 第 6 節 割増金及び延滞利息</p> <p>第 57 条 (略)</p> <p>(延滞利息) 第 58 条 X i 契約者は、料金その他の債務（第 58 条の 2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 58 条の 2 に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。</p> <p>第 7 節 (略)</p> <p>第 11 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	VIETTEL (CAMBODIA) PTE.LTD	△ 4	ニ	△ A △ ● △ III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Ooredoo Myanmar Limited	△ 6	ニ	△ A	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 9 (略)

別表 9 (略)

附則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 94 号 (平成 27 年 4 月 16 日) の附則第 3 項中「平成 27 年 6 月 30 日」を「平成 27 年 9 月 30 日」に改めます。

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第9章 (略)

第10章 料金等

第1節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

第74条 契約者は、料金その他の債務（第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第75条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

2. 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約について、契約者（FOMAプリペイド契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。）がそのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのFOMA契約、FOMAユビキタス契約及びFOMA位置情報契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 (略)

第11章～第14章 (略)

料金表

通則 (略)

(注) (略)

第1表～第7表 (略)

別表1 営業区域

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
1～6 (略)		
7 ハイスピードモードによる通信を行うことのできる地域は、当社が定める地域に限るものとし、当社はその地域を当社のインターネットホームページ等において公表します。		
8 (略)		

別表2～別表8 (略)

[現 行]

第1章～第9章 (略)

第10章 料金等

第1節～第5節 (略)

第6節 割増金及び延滞利息

第73条 (略)

(延滞利息)

第74条 契約者は、料金その他の債務（第75条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第75条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7節 (略)

第11章～第14章 (略)

料金表

通則 (略)

(注) (略)

第1表～第7表 (略)

別表1 営業区域

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
1～6 (略)		
7 ハイスピードモードによる通信を行うことのできる地域は、当社が定める地域に限ります。		
8 (略)		

別表2～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	VIETTEL (CAMBODIA) PTE.LTD	△4	ニ	△A △● △III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	Ooredoo Myanmar Limited	△6	ニ	△A	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	カンボジア王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号)
この改正規定は平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条～第 31 条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第 32 条 契約者は、料金その他の債務（第 33 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 33 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている国際電話契約について、契約者がその国際電話契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その国際電話契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 8 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>附 則（平成 27 年 6 月 26 日経企第 688 号） この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。</p>	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条～第 31 条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第 32 条 契約者は、料金その他の債務（第 33 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 33 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>第 33 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 8 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等 第1節～第5節 (略) 第6節 割増金及び延滞利息</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第48条 契約者は、料金その他の債務（第48条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第48条の2に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p><u>2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているワイドスター契約について、契約者がそのワイドスター契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのワイドスター契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>附 則（平成27年6月26日経企第688号） この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等 第1節～第5節 (略) 第6節 割増金及び延滞利息</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第48条 契約者は、料金その他の債務（第48条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第48条の2に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第27条～第33条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第34条 契約者は、料金その他の債務（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている無線IP契約及び国際無線IP契約について、契約者がその無線IP契約及び国際無線IP契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その無線IP契約及び国際無線IP契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</p> <p>第35条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第11章 (略)</p> <p>附 則（平成27年6月26日経企第688号） この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等</p> <p>第27条～第33条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第34条 契約者は、料金その他の債務（第35条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第35条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>第35条～第36条 (略)</p> <p>第8章～第11章 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等 第1節～第4節 (略) 第5節 割増金及び延滞利息</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第49条 契約者は、料金その他の債務（第49条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第49条の2に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p><u>2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているビジネス mopera 契約について、ビジネス mopera 契約者がそのビジネス mopera 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのビジネス mopera 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>附 則（平成27年6月26日経企第688号） この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等 第1節～第4節 (略) 第5節 割増金及び延滞利息</p> <p>第48条 (略)</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第49条 契約者は、料金その他の債務（第49条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第49条の2に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p>

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第 12 条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年 6 %の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して 1 5 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年 6 %の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>3 当社は、前二項に規定する遅延損害金の支払い義務の適用を受けている場合について、購入者が本契約に基づき支払うべき料金その他の債務が遅延損害金を除いてないときは、本契約に係る遅延損害金延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</p> <p>第 13 条～第 19 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 11 条 (略)</p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第 12 条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年 6 %の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して 1 5 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。</p> <p>2 購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年 6 %の商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>第 13 条～第 19 条 (略)</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>（料金及び工事費）</p> <p>第38条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、基本使用料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供するIP通信網サービスの工事費は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。ただし、<u>料金表第2表（工事費）に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。</u></p> <p>第2節～第3節 （略）</p> <p>第4節 割増金及び延滞利息</p> <p>第45条 （略）</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第46条 契約者は、料金その他の債務（第47条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>2 <u>当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているIP通信網契約について、契約者がそのIP通信網契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのIP通信網契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。</u></p>	<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>（料金及び工事費）</p> <p>第38条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、基本使用料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供するIP通信網サービスの工事費は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。</p> <p>第2節～第3節 （略）</p> <p>第4節 割増金及び延滞利息</p> <p>第45条 （略）</p> <p>（延滞利息）</p> <p>第46条 契約者は、料金その他の債務（第47条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。</p> <p>ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。</p>

第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注) (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用									
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" data-bbox="609 1114 1084 1453"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。								
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								

第5節 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

通則

1～18 (略)

(注) (略)

第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用									
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" data-bbox="1644 1114 2119 1453"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。								
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								

	<p><u>工 配線経路構築工事費</u></p> <p>第1種契約に係る契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。</p>				
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。				
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。				
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、第1種契約に係る契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合（<u>配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。</u>）であつて、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円(税込額3,240円)を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があつた場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="611 1230 1084 1492"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までと</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までと	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までと	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額				

(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。				
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。				
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、第1種契約に係る契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる場合を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円(税込額3,240円)を加算して適用します。</p> <p>イ 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があつた場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1648 1193 2121 1492"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円(税込額1,080円)を加算した額				

	します。)	
	(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000円を差し引いて 1.6 を乗じた額に税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)を加算した額
	ウ 回線終端装置に関する工事と別日に、配線経路構築工事費に係る工事のみを行った場合は、その配線経路構築工事費の額は、本欄イの規定にかかわらず、次に掲げる額を適用します。 (1) 本欄イ(ア)の場合は、配線経路構築の工事費に 1.3 倍を乗じた額 (2) 本欄イ(イ)の場合は、配線経路構築の工事費に 1.6 倍を乗じた額	
(7) (略)	(略)	
(8) (略)	(略)	
(9) (略)	(略)	

2 料金額

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ア 基本工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 交換機工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 回線終端装置工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)

	(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額 1,000円を差し引いて 1.6 を乗じた額に税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)を加算した額
(7) (略)	(略)	
(8) (略)	(略)	
(9) (略)	(略)	

2 料金額

区 分		単 位	工事費の額	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
ア 基本工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 交換機工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ 回線終端装置工事費	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)

工 機器工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
オ 配線経路構築 工事費	(ア) (イ) 以外の場合		1 の工事ごとに	14,000 円	
	(イ) 契約者の請求により、ウの工事と別日に施工する場合		1 の工事ごとに	27,000 円	
(略)					

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成27年6月26日経企第688号)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

工 機器工事費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)					

第3表 (略)

別表1～別表2 (略)